

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第 5 号）
（行財政局税務部税制課）

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が公布されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長することとします。（附則第5条の3関係）
- (2) 所得割の納税義務者が地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該地方団体の長から市長に申告特例通知書の送付があった場合においては、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を税額控除することとします。（附則第6条関係）
- (3) 平成29年度以後の各年度分について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとします。（附則第19条の3の3関係）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格に5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を5分の3と定めることとします。（附則第7条関係）
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税について、最初の5年度間はその税額を3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を減額することとされたことに伴い、当該割合を3分の2と定めることとします。（附則第8条関係）
- (3) 平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とします。（附則第8条の2及び第11条関係）

3 軽自動車税

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車について、平成28年度に次の特例措置を講じることとします。

(附則第16条の5関係)

- (1) 電気軽自動車及び平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減します。
- (2) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減します。

ア 基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

イ 基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

- (3) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車（上記(2)の適用を受けるものを除きます。）について、税率の概ね100分の25を軽減します。

ア 基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

イ 基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

4 市たばこ税

- (1) 紙巻たばこ3級品に係る税率の特例を廃止したうえ、以下の措置を講じることとします。（附則第17条及び改正条例附則第4条関係）

ア 次に掲げる期間における紙巻たばこ3級品に係る税率は、それぞれ次に定める税率とします。

(ア) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,

925円

(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

(2) 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととします。(改正条例附則第4条関係)

5 その他

上記1(1)及び(2), 2並びに3の改正は公布の日から, 上記1(3)の改正は平成29年1月1日から, 上記4の改正は平成28年4月1日から施行することとします。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月5日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 5 号

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の3第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(寄附金税額控除の額の特例)

第6条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による同条第8項に規定する申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第4項の規定により控除すべき金額を当該納税義務者の第27条の6第3項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法附則第15条第18項本文 5分の3

附則第8条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2の見出し中「平成25年度」を「平成28年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第11条第3項中「平成25年度」を「平成28年度」に改め、同条第4項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第16条の4の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ（イ）	3,900円	1,000円
第70条第2号ウ（ウ）	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ（イ）	3,900円	2,000円
第70条第2号ウ（ウ）	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ（イ）	3,900円	3,000円
第70条第2号ウ（ウ）	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第17条を次のように改める。

第17条 削除

附則第19条の3の2第2項中「株式等をいう。以下この項」の右に「及び次条第2

項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3の3 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の3第6項に定めるところにより、附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額（法附則第35条の3の3第2項に規定する払出し時の金額をいう。以下この項において同じ。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった未成年者口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、市民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年の12月31日までに同条第6項に規定する契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の3第8項各号に定めるところにより、市民税に関する規定を適

用する。この場合には、同項に定めるところにより、附則第19条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日京都市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の4の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第16条の5第3項表以外の部分中「附則第30条第3項」を「附則第30条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項表以外の部分中「附則第30条第2項」を「附則第30条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項表以外の部分中「附則第30条第1項」を「附則第30条第3項」に改め、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ（イ）	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ（ウ）	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第4号中「及び附則第4条の3第2項」を「並びに附則第4条の3第2項及び第16条の5」に改め、「, 附則第16条の4の次に1条を加える改正規定」を削り、「附則第16条の5」を「附則第16条の5第1項」に改める。

附則第4条第1項中「同条表以外の部分」を「同条第1項表以外の部分」に改め、同条第2項表以外の部分中「附則第16条の5」を「附則第16条の5第1項」に改め、

同項の表中

附則第16条の5表以外の部分
附則第16条の5の表第70条第2号ウ(イ)の項
附則第16条の5の表第70条第2号ウ(ウ)の項

を

附則第16条の5第1項表以外の部分
附則第16条の5第1項の表第70条第2号ウ(イ)の項
附則第16条の5第1項の表第70条第2号ウ(ウ)の項

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第17条の改正規定及び附則第4条の規定 平成28年4月1日
- (2) 第1条中附則第19条の3の2の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに次条第2項の規定 平成29年1月1日

(個人の市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

附則第6条の規定は、平成28年度分の個人の市民税から適用する。

2 改正後の条例附則第19条の3の3の規定は、平成29年度分の個人の市民税から適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度分の固定資産税から適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の京都市市税条例（以下「改正前の条例」という。）

附則第17条に規定する紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、改正後の条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、改正後の条例第85条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 平成28年4月1日前に改正前の条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等（改正後の条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合にあつては本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあつては本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

4 前項の規定により市たばこ税を課される者は、同項の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに、市長に提出しなければならない。

5 第3項の規定により市たばこ税を課される者が前項の申告書を地方税法等改正法附則第20条第5項の規定により京都府知事又は税務署長に提出したときは、当該申告書を市長に提出したものとみなす。

6 第4項の申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

7 第3項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例の規定中市たばこ税に関する部分（改正後の条例第84条から第86条まで、第88条、第89条及び第92条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項第2号	又は第88条第1項若しくは第2項	、第90条第2項
	第195条第1項	第195条第1項又は京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第5号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4条第4項
	申告書	申告書（第90条第2項の規定による申告書にあっては、平成28年9月30日までに提出されたものに限る。）
第9条第1項第3号	第19項又は第88条第1項若しくは第2項	第19項
	第195条第1項	第195条第1項又は平成27年改正条例附則第4条第4項
	提出期限	提出期限（平成27年改正条例附則第4条第4項の規定による申告書にあっては、同条第6項の納期限）
第9条第1項第5号	税額	税額（第2号に掲げる税額を除く。）
第90条第1項	第88条第1項又は第2項の規定により申告書	平成27年改正条例附則第4条第4項の規定により申告書
	第88条第1項又は第2項の規定により申告納付する	平成27年改正条例附則第4条第4項から第6項までの規定により申告納付する
第90条第2項	第88条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第4条第4項

第90条の2第1項	第88条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第4項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成28年5月2日
第93条第2項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成28年9月30日前である場合には、同日）

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第3項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が改正後の条例第88条の規定により市長に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第20条第8項に規定する書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に改正後の条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法等改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第5項	第3項	第9項
	附則第20条第5項	附則第20条第10項において準用する同条第5項
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項表以外の部分	第3項	第9項
	同項	同項及び第4項
第7項の表第9条第1項第2号の項	附則第4条第4項	附則第4条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第9条第1項第3号の項	附則第4条第4項	附則第4条第10項において準用する同条第4項
	同条第6項	同条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第1項の項及び第90条第2項の項	附則第4条第4項	附則第4条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条の2第1項の項	附則第4条第4項	附則第4条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第7項の表第93条第2項の項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第8項	第3項	第9項
	附則第20条第8項	附則第20条第10項において準用する同条第8項

11 平成30年4月1日前に改正後の条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たば

こ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第5項	第3項	第11項
	附則第20条第5項	附則第20条第12項において準用する同条第5項
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項表以外の部分	第3項	第11項
	同項	同項及び第4項
第7項の表第9条第1項第2号の項	附則第4条第4項	附則第4条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第9条第1項第3号の項	附則第4条第4項	附則第4条第12項において準用する同条第4項
	同条第6項	同条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第1項の項及び第90条第2項の項	附則第4条第4項	附則第4条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条の2第1項の項	附則第4条第4項	附則第4条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第7項の表第93条第2項の項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第8項	第3項	第11項
	附則第20条第8項	附則第20条第12項において準用する同条第8項

13 平成31年4月1日前に改正後の条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として

当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして，市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし，当該市たばこ税の税率は，1,000本につき1,262円とする。

14 第4項から第8項までの規定は，前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第5項	第3項	第13項
	附則第20条第5項	附則第20条第14項において準用する同条第5項
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項表以外の部分	第3項	第13項
	同項	同項及び第4項
第7項の表第9条第1項第2号の項	附則第4条第4項	附則第4条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第9条第1項第3号の項	附則第4条第4項	附則第4条第14項において準用する同条第4項
	同条第6項	同条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第1項の項及び第90条第2項の項	附則第4条第4項	附則第4条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条の2第1項の項	附則第4条第4項	附則第4条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第7項の表第93条第2項の項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第8項	第3項	第13項
	附則第20条第8項	附則第20条第14項において準用する同条第8項

(その他の経過措置)

第5条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(関係条例の一部改正)

第6条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成25年6月17日京都市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第19条の3の2第1項の改正規定中「の株式等」を「令附則第18条の6の2第3項の規定により、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これら」に、「の上場株式等（同法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいう。）」を「法附則第35条の3の2第4項に定めるところにより、附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」に改める。

(行財政局税務部税制課)